

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会 ; 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	厚生労働省 健康福祉部
件名	8 社会福祉施設等施設整備事業に関する自治体への助成の拡充について		
提案市	佐久市		
提案要旨	児童発達支援センター等の社会福祉施設整備において設置主体が社会福祉法人等である場合は補助対象であるが、自治体が設置主体の場合は補助対象外であるため、自治体が設置主体であっても補助対象とするよう要望する。		
提案理由	現在、市町村が児童発達支援センター等の社会福祉施設を整備する場合は、国庫補助・県補助は対象外である。 平成29年3月に障害者総合支援法、並びに児童福祉法の改正により平成30年度から障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられたところである。 また、策定にあたり「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、同指針では、2020年度までに児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本と示されたところである。 第1期障害児福祉計画による児童発達支援センター等を市町村で整備するにあたり、国庫補助・県補助の対象とするよう要望する。		
現況及び課題等	佐久圏域では、現在児童発達支援センターが設置されていないが、市民から設置を求める声が多い状況である。 設置整備を行うにあたり、市町村の財政状況が厳しい中、設置における財政支援の拡充を希望する。		
関係法令	障害者総合支援法 児童福祉法		